

会 報

No. 1

2011年 5月15日発行

発行・編集 全国コミュニティ・スク
ール連絡協議会事務局

全国コミュニティ・スクール連絡協議会

会長 貝ノ瀬 滋(東京都三鷹市教育長)

事務局 〒156-8550 東京都世田谷区桜上水 3-25-40

日本大学文理学部教育学科 佐藤晴雄研究室気付

TEL : 03-5317-9714 / FAX : 03-5317-9425



会長就任のご挨拶

貝ノ瀬 滋

(東京都三鷹市教育長)

この度の東日本大震災により、多くの命が失われました。また、いまだに多数の方々がつらい避難生活を余儀なくされていますが、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

平成16年9月にコミュニティ・スクールが制度化されて以来、コミュニティ・スクール運動は全国に広がりを見せ、平成22年に629校を超える学校が指定されるまでになりました。

また、学校数が拡大するとともに、コミュニティ・スクールを指定する全国の教育委員会や学校で、地域と協働した様々な工夫が重ねられ、着実にコミュニティ・スクールの取組が推進されてきました。

このような中、平成22年10月12日には、文部科学省主催による「コミュニティ・スクールの在り方を考える『熟議』」が開催され、全国各地でコミュニティ・スクールの実践を進める32市区町村から教育長が集まり、現状の課題や解決策などについて『熟議』が行われました。

コミュニティ・スクールを推進する者同士が『熟議』を通して直接意見交換することは、互いの連携を深め、今後の取り組みの一層の充実・発展を図るうえで、大変意義深いものでありました。

そこで、平成23年2月18日に第2回の「コミュニティ・スクールの在り方を考える『熟議』」が開催された機会をとらえ、別記世話人及び発起人が協議し、コミュニティ・スクールを指定する教育委員会の教

育長を中心に、『熟議』や情報交換等を通して、たがいに連携・協力を深め、取組の一層の充実・発展を図るため、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」を発足することといたしました。

当日の発足会においては、会の規約の決定、役員を選任、事務局の指名及び承認を行い、正式に連絡協議会が発足しました。

そもそも、コミュニティ・スクールの目的は、未来を担う子どもたちのために、家庭や地域とともに手を携えながら、教育の質を高めていくことでありましょう。

この目的を実現していく上で、本連絡協議会の果たす役割は大変重要なものになると思います。

今後、連絡協議会を通じて、各教育委員会が強いネットワークで結び付くことで、互いの取組のよさ(や悩み)を共有し、知恵を結集して創造的な議論を重ねていくことなど、あらゆる努力をしていきます。

そして、そのことによって、私たちが自律的に、自らの取組の質を向上していくことはもちろん、全国に向け、地域と連携した教育活動の今後の在り方や目指すべき方向性を積極的に提案、情報発信してまいりたいと思っています。

また、この連絡協議会に学校関係者や地域住民、大学の研究者など、志を同じくする各界の方々にも幅広く参加していただきながら、全国の大きなうねりを作り出していけたらと切に思っています。

終わりになりますが、この連絡協議会が、会員の皆様の地域、そして全国各地の教育の充実・発展に資するものとなるよう、副会長の京都市の高桑三男教育長、会計監事の熊本県氷川町の廣瀬亀教育長、及び岩手県岩泉町の下川克彦教育長、そして事務局として日本大学の佐藤晴雄研究室一同が全力を挙げて推進してまいりますので、宜しくお願いいたします。



「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の発足に寄せて

コミュニティ・スクールの更なる発展を期待して

文部科学副大臣 鈴木 寛

はじめに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によりお亡くなりになった多くの方々に心からお悔やみ申し上げます。また、被災された多くの方々に、深甚のお見舞いの意を表します。

被災地では、学校をはじめ教育関係者、教育委員会が、地域の皆様やボランティアの方たちと手を取り合って、子どもたちのために懸命の努力を続けられています。また、被災地以外の皆様にも、被災地からの転入生児童生徒の受入れ、直接的な学校支援など、被災地支援に大変な御尽力をいただいております。この場をお借りして、多くの皆様の御尽力に心からの敬意と感謝を申し上げます。

この大震災を通じて日本国と日本社会は、大きな変化を余儀なくされます。大量生産大量消費を前提とするような社会、物質至上主義から、どうやって国のかたちを変えていくのか。自然と共生して生きてきたはずの日本社会が、その本来の姿を取り戻すためには何が必要なのか。

教育の在り方もまた、改めて問われることとなるでしょう。

新しい社会、新しい人間の絆を作っていくために、皆様も子どもたちの声に耳を澄ましてください。小さな声、弱い声に耳を傾けることが、新しい教育の出発点です。

復旧から復興へ、子どもたちを守り育てていく取組は、長期戦となるでしょう。私はもとより、文部科学省職員一同は、今こそ一丸となって粉骨砕身、現場の皆様を支えてまいります。御協力を切にお願い申し上げます。

■全国コミュニティ・スクール連絡協議会への期待

今年2月18日に発足した「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の機関誌第1号の発行、おめでとうございます。貝ノ瀬会長をはじめ会員の皆様には日頃からコミュニティ・スクール運動の推進に大変御協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

私のライフワークがコミュニティ・スクール運動の全国への展開であり、コミュニティ・スクール構想で具体的に日本の教育現場を変えていきたいとの思いもあって、政治の道に入ることになりました。おかげ様で、コミュニティ・スクールは、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されて以来、当初は17校であったものが、昨年4月に629校、現時点では約700校に広がり、これまでは地域的に偏りがありましたが、31都府県、82市区町村で取り組まれています。全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定している教育委員会も着実に増えており、今後も、さらに多くの学校で、この制度を活用しながら地域と一体となった学校づくりを推進していただきたいと考えております。

このため、文部科学省としましては、平成23年度においても、コミュニティ・スクールを導入しようとする教育委員会に委託する調査研究や、地域住民や学校関係者などを対象とした個別説明会の実施などにより、更なる制度普及を図ってまいります。

制度導入から6年が経過し、コミュニティ・スクールの取組が着実に広がりつつある一方で、協議の実質化や地域住民の参画の偏り、継続的な取組を進めるための支援の確保など様々な課題も明らかになっており、皆様のお知恵で、より良いコミュニティ・スクールをつくっていただけることを願っております。

また、法令に基づくコミュニティ・スクールの指定には至っていませんが、地域の子どもは地域で育てるというコンセプトのもとで、自分たちの地域の子どもたちにとってのよりよい学びや育ちとは何かということ、学校、家庭、地域の当事者が熟議し、それに基づいて学校づくりを進める動きが広まっております。学校支援地域本部（全国2,540校 ※平成22年度）や、放課後子ども教室（全国9,280箇所 ※平成22年度）を含めて、熟議を通じた関係者のコラボレーションによる学校づくり、地域づくりを展開していただきたいと思っております。

21世紀の学び、21世紀の日本、新しい日本をつくる担い手を育てておられる皆様方には、是非、私たちと一緒に歴史を作

っていくという思いを共有していただき、コミュニティ・スクール運動の推進に引き続き御尽力を賜りたいと存じます。

コミュニティ・スクールを推進する皆様、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」において横のつながりをもって、お互いに連携しながら、よりよいコミュニティ・スクールの実現に向けて取り組んでいただけることは画期的なことであり、私も大いに期待しております。

また、この連絡協議会がきっかけとなり、コミュニティ・スクールを実践する学校長の方々、学校運営協議会の委員の方々、コミュニティ・スクールにかかわる全ての皆様のネットワークが広がっていくことになれば、うれしい限りです。文部科学省としましても、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」と手を携えながら、コミュニティ・スクールの取組の充実・発展に精力を傾けてまいります。

終わりになりますが、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の会員の皆様の今後益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、私からの期待の言葉とさせていただきます。

「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の発足の経緯

事務局

本協議会は、去る2月18日に、国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に開催された「第2回コミュニティ・スクールの在り方を考える『熟議』」終了後の発足総会で、本会創設に同意いただいた教育長の総意により設立が承認されました。

発足総会では、会長に貝ノ瀬滋・三鷹市教育長が、また副会長には高桑三男・京都市教育長がそれぞれ選出・承認されました。そして、監査には、下川克彦会員及び廣瀬亀会員が選出・承認され、事務局は、会長指名により日本大学文理学部教育学科の佐藤晴雄研究室に設置することが承認されました。

＜趣意書＞

「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」の発足について

平成16年9月にコミュニティ・スクールが制度化されて以来、コミュニティ・スクール運動は全国に広がりを見せ、平成22年には629校を超える学校が指定されるまでになりました。また、学校数が拡大するとともに、コミュニティ・スクールを指定する全国の教育委員会、学校において、地域と協働した様々な工夫が重ねられ、着実にコミュニティ・スクールの取組が推進されてきました。

このような中、平成22年10月12日には、文部科学省の主催による「コミュニティ・スクールの在り方を考える『熟議』」が開催され、全国各地でコミュニティ・スクールの実践を進める32の市区町村から教育長が集まり、現状の課題や解決策などについて『熟議』が行われました。

コミュニティ・スクールを推進する者同士が、『熟議』を通して直接意見交換することは、互いの連携を深め、今後の取組の一層の充実・発展を図るうえで、大変意義深いものでありました。

そこで、このたび、コミュニティ・スクールを指定する教育委員会の教育長を中心に、『熟議』や情報交換等を通して、互いに連携・協力を深め、取組の一層の充実・発展を図るため、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」を発足することといたしました。

平成23年2月18日

全国コミュニティ・スクール連絡協議会発起人世話役

三鷹市教育委員会教育長 貝ノ瀬 滋

京都市教育委員会教育長 高桑 三男

全国コミュニティ・スクール連絡協議会規約

(平成23年2月18日制定)

発足総会で、下記の「規約」が制定され、今後、この規約に基づいて本協議会が運営されることとなりました。協議会では、教育長及び本協議会に賛同する者が熟議・情報交換によってコミュニティ・スクールの発展と設置推進に向けた活動を予定しております。

(名称)

第1 この会は、全国コミュニティ・スクール連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 連絡協議会は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を指定する教育委員会の教育長及び連絡協議会の目的に賛同する者が熟議や情報交換等を行うことにより、互いに連携・協力しながら、コミュニティ・スクールの取組を一層充実・発展させることを目的

とする。

(事業)

第3 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の掲げる内容に係る事業を行う。

- (1) コミュニティ・スクールの推進に関する熟議
- (2) コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換
- (3) コミュニティ・スクールの推進に関する普及・啓発
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 連絡協議会は、正会員、特別会員、賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、連絡協議会の目的に賛同するコミュニティ・スクールを指定する教育委員会の教育長とする。

3 特別会員は、連絡協議会の目的に賛同し、かつ会長が連絡協議会の目的のために必要と認めた者とする。

4 賛助会員は、連絡協議会の目的に賛同し事業の円滑な実施に協力しようとする者で、かつ会長が連絡協議会の目的のために必要と認められた者とする。

(役員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

(1) 会長(1名)

(2) 副会長(1名)

(3) 会計監事(2名)

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

4 会計監事は、会計を監査する。

5 役員は総会において、正会員又は特別会員から選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、後任を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、会員(正会員・特別会員・賛助会員)をもって構成する。

2 総会は、年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、会長が主宰し、議長を務める。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 総会は、連絡協議会の設立及び解

を議決するほか、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 役員を選任

(3) 事務局指名の承認

(4) 基本運営方針の決定

(5) その他連絡協議会の運営に関して重要な事項の決定

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員(当該会員の属する教育委員会等の相当職にある者など)を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

7 総会は、必要に応じて会議に替え、書面又は電子メールによる方法により開催することができる。

8 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

(会計)

第8条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第9条 連絡協議会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費について必要な事項は、総会において決定する。

(事務局)

第10条 連絡協議会は、会長の総理の下、連絡協議会の会務を処理するための事務局を置く。

2 事務局は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得て決定する。

(顧問)

第11条 連絡協議会の目的を達成するために必要と認められる場合には、会員以外の有識者等を顧問(若干名)として、委任することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規約は、平成23年2月18日から施行する。

会 員 名 簿

平成 23 年 2 月 18 日 現在

市区町村名		職名	氏名
岩手県	岩泉町教育委員会	教育長	下川 克彦
福島県	三春町教育委員会	教育長	橋本 弘
	大玉村教育委員会	教育長	押山 利一
群馬県	高崎市教育委員会	教育長	中島 雅利
	伊勢崎市教育委員会	教育長	山口 晃
千葉県	香取市教育委員会	教育長	関 亮
東京都	足立区教育委員会	教育長	齋藤 幸枝
	世田谷区教育委員会	教育長	若井田正文
	小平市教育委員会	教育長	阪本 伸一
	八王子市教育委員会	教育長	石川 和昭
	日野市教育委員会	教育長	米田 裕治
	三鷹市教育委員会	教育長	貝ノ瀬 滋
	武蔵野市教育委員会	教育長	持田 浩志
神奈川県	開成町教育委員会	教育長	松浦 晃幸
新潟県	聖籠町教育委員会	教育長	伊藤 順治
岐阜県	岐阜市教育委員会	教育長	安藤 征治
	多治見市教育委員会	教育長	村瀬登志夫
愛知県	一宮市教育委員会	教育長	馬場 康雄
三重県	津市教育委員会	教育長	中野 和代
滋賀県	湖南市教育委員会	教育長	奥村 容久
	長浜市教育委員会	教育長	伊藤宏太郎
京都府	久御山町教育委員会	教育長	石丸 捷隆
	精華町教育委員会	教育長	太田 信之
兵庫県	宍粟市教育委員会	教育長	小倉 庸永
和歌山県	新宮市教育委員会	教育長	坂本 憲信
鳥取県	伯耆町教育委員会	教育長	圓山 湧一
	南部町教育委員会	教育長	永江多輝夫
島根県	出雲市教育委員会	教育長	中尾 一彦
岡山県	勝央町教育委員会	教育長	竹久 保
	美咲町教育委員会	教育長	泉 和男
山口県	山口市教育委員会	教育長	岩城 精二

	美祿市教育委員会	教育長	永富 康文	
	柳井市教育委員会	教育長	高井 孝則	
	防府市教育委員会	教育長	杉山 一茂	
	萩市教育委員会	教育長	岩崎 肇	
	長門市教育委員会	教育長	江原 健二	
	周南市教育委員会	教育長	坂本 昌穂	
	岩国市教育委員会	教育長	佐倉弘之甫	
高知県	宿毛市教育委員会	教育長	岡松 泰	
	中土佐町教育委員会	教育長	中城 守	
福岡県	福津市教育委員会	教育長	金子 孝信	
	太宰府市教育委員会	教育長	關 敏治	
	飯塚市教育委員会	教育長	片峯 誠	
	春日市教育委員会	教育長	山本 直俊	
	宇美町教育委員会	教育長	池田 隆	
	筑前町教育委員会	教育長	大雄 信英	
	那珂川町教育委員会	教育長	大島 和寛	
	大木町教育委員会	教育長	石川 省三	
	佐賀県	唐津市教育委員会	教育長	大塚 稔
		嬉野市教育委員会	教育長	杉崎 士郎
佐賀市教育委員会		教育長	東島 正明	
鹿島市教育委員会		教育長	小野原利幸	
熊本県	玉名市教育委員会	教育長	森 義臣	
	宇土市教育委員会	教育長	木下 博信	
	氷川町教育委員会	教育長	廣瀬 亀	
大分県	豊後高田市教育委員会	教育長	河野 潔	
京都市	京都市教育委員会	教育長	高桑 三男	
岡山市	岡山市教育委員会	教育長	山脇 健	
東京都	日本大学文理学部	教授	佐藤 晴雄	
※ 58 市区町村 1 大学				

〈役員等名簿〉

会 長	貝ノ瀬 滋・三鷹市
副会長	高桑 三男・京都市
監 査	下川 克彦・岩泉町
監 査	廣瀬 亀・氷川町
事務局 長	佐藤 晴雄・日本大学文理学部

事務局から

この度、全国コミュニティ・スクール連絡協議会の事務局長を仰せつかった日本大学の佐藤晴雄と申します。事務局は同大学文理学部教育学科の研究室に置かせていただきますが、今後、会員の先生方のご指導を得ながら本協議会の活動を進めて参りたいと思っております。平成 23 年度の活動計画は下記に示してあります。

事務局としては、学科所属の助教・助手のほか、以下の研究協力員及び大学院生・学部生が担当することになります。

事務局長

佐藤 晴雄・文理学部教育学科教授

事務局幹事

宇内 一文・文理学部教育学科助教

富田 純喜・文理学部教育学科助手

佐久間邦友・大学院博士後期課程学生

宇田川陽子・文理学部研究協力員

中西ののか・文理学部教育学科 4 年生

近々、本協議会のホームページを開設する予定です。現在、5 月末頃に開設するよう準備を進めております。ホームページは、google など各種「検索」ページから「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」を検

索いただくか、日本大学文理学部内の教育学科ページの「研究室スタッフ」→「佐藤晴雄紹介」の下記ページからお入りください。このホームページもご活用くださるようご案内申し上げます。

佐藤の教員紹介ページ

http://www.chs.nihon-u.ac.jp/edu_dpt/f-staff.html

本会は発足間もないため、皆様にはご不便・ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、暖かい目で見守っていただければ幸いです。

なお、ご参考までに、平成 19 年に小職らの研究グループが実施したコミュニティ・スクールに関する調査結果をまとめた〈参考図書〉を紹介させていただきました。コミュニティ・スクールに関する参考文献はまだまだ多くありませんので、ご参考になるものと思います。

また、今後、多くの先生方に入会いただきたいと考えておりますので、関係者をお誘いくださるようお願い申し上げます。「入会申込書」を同封いたしましたので、ご活用くださるようお願い申し上げます。

(事務局)

－平成23年度の活動計画－

会長・副会長と協議の上、以下の活動を計画していきたいと思っておりますので、会員の皆様にはぜひご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 5 月 会報 NO.1 の発行
ホームページの開設
- ・ 7 月～8 月 コミュニティ・スクールに関する「熟議」または研究会等(情報交換会)の開催。ただし、震災の影響等を考慮して、開催時期を大幅に変更する可能性あり。
- ・ 8 月 会報 NO.2 の発行
- ・ 12 月 会報 NO.3 の発行
- ・ 3 月 会報 NO.4 の発行
※総会の開催は時期未定

事務局

所在地 〒 156-8550 世田谷区桜上水 3-25-40

日本大学文理学部教育学科 佐藤研究室内

事務局eメールアドレス hasato2007@nifty.com

Tel 03-5317-9714 FAX 03-5317-9425

※ご連絡くださる場合は、なるべくeメールでお願いします。

[参考図書紹介]

コミュニティ・スクールなどに関する図書をご紹介します。ご参考いただければ幸いです。※この他に紹介したい書籍等があれば事務局にお知らせください。

鈴木 寛『熟議で日本の教育を変える』小学館

(1,260円＋税、2010年9月発行)

国会議員きっての教育通と言われる鈴木寛・文部科学副大臣が、「成長社会」までを支えた古い日本の構造を仕分けて、未来の日本再生を熱く語る本書は、教育や経済の予言書にとどまらず、これからの「成熟社会」の原理を提案する設計図としての役目も果たすだろう。教育政策のオピニオン・リーダーが最先端のメディア論・コミュニティ論をもって語る若者と現場からの教育改革!成熟社会、形成のカギは「熟議」にあり。(Amazonの内容説明より抜粋)

貝ノ瀬 滋『小中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた』ポプラ社

(2,100円＋税、2010年4月発行)

現職の三鷹市教育委員会教育長である著者が、小・中一貫校、コミュニティ・スクールの先進地区として知られる三鷹市の教育改革の全貌を解説。著者は、市立第四小学校校長として他校に先駆けて教育改革を実践。教育長に就任後は、それをを全市のものとして推進してきた。新たな建物等、インフラを必要とせず、どの自治体でもすぐに取り組める方法、「地域ぐるみで子どもを育てよう」という具体的な教育プランを提示。(Amazonの内容説明より抜粋)

佐藤晴雄編『コミュニティ・スクールの研究』風間書房

(4,300円＋税、2010年3月発行)

学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールの全国調査の結果と事例を取りあげ、その実態と成果を明らかにした図書唯一の関係書。

▼目次

調査の実施概要

コミュニティ・スクール制度の創設/調査結果の概要と考察／第1章 コミュニティ・スクールの現況／第2章 コミュニティ・スクールにおける教職員・保護者・地域住民の実態／第3章 コミュニティ・スクール制度に対する期待と成果／第4章 学校運営協議会の組織と会議／第5章 学校運営協議会における「人事意見」・「承認」・「研修」／第6章 学校運営協議会における「意見」の実態と運営上の課題／第7章 コミュニティ・スクールに関する制度及び教育委員会のサポート／第8章 コミュニティ・スクール制度のあり方に関する自由記述の分析／第9章 コミュニティ・スクール研究の意義／第10章 コミュニティ・スクールの設置とその課題／第11章 コミュニティ・スクール制度の成果に関する分析的考察/事例研究/調査資料編(全国調査)